

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

TakeMe 株式会社

GM0 ファイナンシャルゲート株式会社

2025 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都港区西新橋 1 丁目 18 番 6 号
TakeMe 株式会社
代表取締役社長 CEO 董 路

東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 14 番 6 号
GMO フィナンシャルゲート株式会社
代表取締役社長 杉山 憲太郎

TakeMe 株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び GMO フィナンシャルゲート株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 8 月 8 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社が営む飲食店オペレーション支援・モバイルオーダー事業（以下「対象事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当します。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割の効力発生日

2025 年 10 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 ただし書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項ただし書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に従い、2025 年 8 月 25 日付の官報及び日刊工業新聞にて、本吸収分割に異議のある債権者は一定期間内にこれを申し出るよう公告を行いましたが、申述期限までに本吸収分割に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に従い、2025 年 8 月 25 日付の官報及び電子公告にて、本吸収分割に異議のある債権者は一定期間内にこれを申し出るよう公告を行いましたが、申述期限までに本吸収分割に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2025 年 10 月 1 日をもって、本分割契約の定めにより分割会社が対象事業に関して有する加盟店契約その他対象事業に関連する資産及び契約に係る権利義務を承継しました。なお、本吸収分割において負債の承継はありません。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

2025 年 10 月 1 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。